

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2008-180219(P2008-180219A)

【公開日】平成20年8月7日(2008.8.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-031

【出願番号】特願2008-7636(P2008-7636)

【国際特許分類】

F 01 D 5/02 (2006.01)

F 04 D 29/38 (2006.01)

F 02 K 3/04 (2006.01)

F 02 C 7/00 (2006.01)

【F I】

F 01 D 5/02

F 04 D 29/38 C

F 02 K 3/04

F 02 C 7/00 D

F 02 C 7/00 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年3月25日(2013.3.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

翼の破損が発生すると、翼根元部によってディスクに加わる応力は、ディスクの下流側端部において最大になり、翼間プラットフォームの取付フランジの空洞の局所的塑性変形を発生し、これにより、ディスクおよび翼間プラットフォームに加えられる応力を制限する。このように、翼およびプラットフォームは、エンジンが停止されるまで所定の位置に保持され、これにより、ターボ機械の重大な破壊を回避する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

翼間プラットフォームの取付フランジ36に空洞34を設けることにより、空洞は翼の破損時に塑性変形可能になる。翼に作用する引抜力は、空洞34の方向に向けられる。したがって背面フックに加わる応力は減少し、フックの破壊を防止し、翼を溝内の所定の位置に保持でき、ターボ機械が停止するまで、関連のプラットフォームをディスク10のフランジ36に固定して保持できる。さらに、正常動作では、寿命は翼根元部20の軸方向の機械加工(必要でなくなるため)に起因する磨耗によって制限されなくなる。